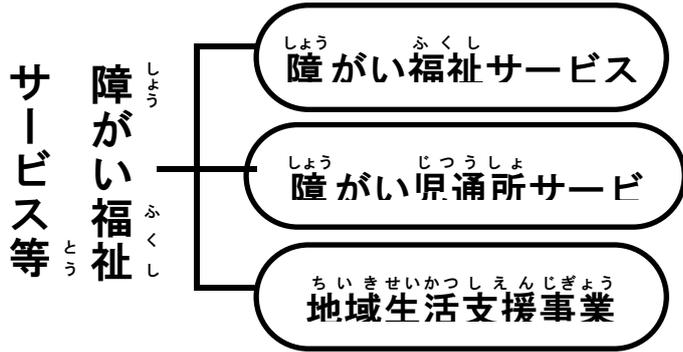


II <障がいのある方への支援>



1 障がい福祉サービス等

障がいのある方の支援を目的とした福祉サービスが受けられます。
 大きくわけて3つの体系に分類され、それぞれでサービスが細分化されています。
 それぞれの制度は、当事者の方からの申請により、町で支給内容などを決定します。
 この支給決定内容が記入された受給者証をもって、直接事業者等に利用申込みをして
 契約していただきます（地域生活支援事業の一部を除く）。



対象者	
①	身体障害者手帳をお持ちの方
②	知的の障がいと判定された方
③	精神の障がいと診断をされた方
④	障がいのある児童
⑤	難病患者等
各サービスに応じて更に条件があります	



(1) 利用者負担

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312
 問 保健センター 保健予防係 内線367

原則、各サービス費用の1割を負担していただきます。
 ただし、世帯の市町村民税額や障がいがある方の収入によって、月額負担額の
 上限が設けられています。また、軽減措置がとられる場合があります。

(2) サービス等利用計画

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312
 問 保健センター 保健予防係 内線367

障がい福祉サービス・障害児通所サービスを利用するには、サービス等利用計画を
 作成する必要があります。

サービス等利用計画とは、サービスを利用する障がい児者の生活を支えるために、
 生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用
 と効果的な問題解決のために作成するものです。

《作成方法》

- ① 計画相談支援または障害児相談支援を利用し、相談支援事業所が作成する。
- ② セルフプランをご本人またはご家族が作成し、町へ提出する。

詳しくは、お問い合わせください。

(3) 交通費助成

●精神障がい者

対 福祉的就労により、町内外を問わず、事業所へ通所する精神障がい者

対象のサービス	
① 自立訓練（生活訓練）	③ 就労継続支援B型
② 就労移行支援	④ 地域活動支援センター事業

内 最も経済的な交通費の全額を助成

問 申 保健センター 保健予防係 ☎内線367

●知的障がい児者

対 障がい福祉サービス等により、町外の事業所へ通所する知的障がい児者

サービスの対象	障がい福祉サービス	① 生活介護	③ 就労移行支援
	児童通所サービス	② 自立訓練（生活訓練）	④ 就労継続支援
		① 児童発達支援	③ 放課後等デイサービス
		② 医療型児童発達支援	

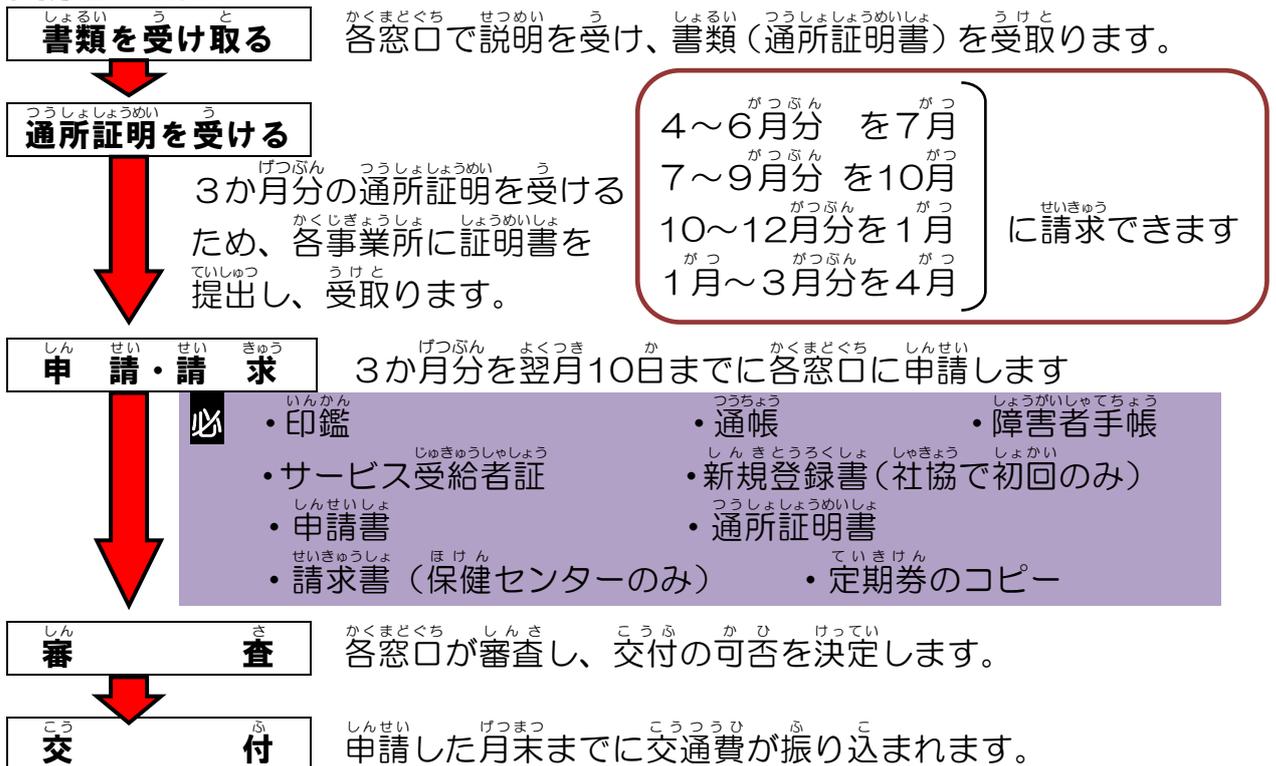
内 最も経済的な交通費の1/2を助成

※ 交通費は、障害者手帳の割引を受けた後の額

※ 1回の申請(3か月分)の上限額は、電車・路線バス・事業所有料バス
30,000円、自家用車28,000円

問 申 湯河原町社会福祉協議会 ☎62-3700

●手続きの流れ



(4) 障がい福祉サービス

問 社会福祉課 障がい福祉係

内線312

問 保健センター 保健予防係

内線367

障がいのある方の自立支援を目的とした福祉サービスが受けられます。

この制度は、当事者の方からの申請により、障害支援区分

認定調査を行ない、審査会で支給内容などを決定します。

事業者情報については、社会福祉課でご案内できます。なお、事業者等

に直接申込む際に、県指定等の事業者かどうか確認してください。



分類	サービス名称	内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や移動の支援などをします。
	短期入所(ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	療養介護	医療の必要な障がいのある方で、常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を行います。 療養介護のうち、医療の部分を総合療育相談センターの判定をもとに療養介護医療として提供します。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。交通費助成有り(知的障がい者)。
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。交通費助成有り。

分類	サービス名称	内容
日中活動系サービス	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。交通費助成有り。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。交通費助成有り。
居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助、必要に応じて食事等の介護や援助を行います。 直接介護サービスを提供する「介護サービス包括型事業所」と介護サービスを外部に委託する「外部サービス利用型事業所」に分けられます。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院中の障がい者に住居確保や地域生活に移行する支援をします。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。
計画相談支援	サービス利用支援	福祉サービス等の申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。障がい福祉サービスを利用する障がい者は、このサービス等利用計画が必要です。
	継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。



（5）障がい児通所（入所）サービス



●障がい児通所サービス

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

分類	サービス名称	内容
障がい児通所サービス	児童発達支援	就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練その他必要な支援をします。交通費助成有り。
	医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センターや医療機関等において、児童発達支援や治療を提供します。交通費助成有り。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が放課後や夏休み等長期休暇中に、生活能力向上の訓練や、社会との交流の促進その他必要な支援をします。交通費助成有り。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障がい児が保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援をします。
障がい児相談支援	サービス利用支援	福祉サービス等の申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。障がい福祉サービスを利用する障がい児は、このサービス等利用計画が必要です。
	継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。



●障がい児入所サービス

問 小田原児童相談所 32-8000

分類	サービス名称	内容
障がい児入所サービス	福祉型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に対して保護、日常生活の指導、知識技能の付与をします。
	医療型障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療をします。

ちいせいかつしえんじぎょう
(6) 地域生活支援事業

しゃかいふくしか しょう ふくしがかり ないせん
社会福祉課 障がい福祉係 内線312
 ほけん ほけんよほうかり ないせん
保健センター 保健予防係 内線367

障がいのある方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

サービス名称	内容
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用の支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。(詳細は P10)
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能などの障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、社会生活上の利便を図ります。
にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある方等に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。(詳細は P27)
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援を行います。
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター事業	地域生活を支援するため、通所による創作活動や生産活動の機会の提供と社会との交流促進などを行います。交通費助成あり(精神障がいの方のみ)。
にっちゅういちししえんじぎょう 日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、ご家族の就労や一時的な休息を支援します。
ほうちんにゅうよく 訪問入浴サービス	重度の身体障がいのある方(児)で、現に自宅での入浴が困難な方に対し、移動入浴車を派遣し入浴の機会を提供します。(詳細は P42)

 **窓口で確認します**
マイナンバー
 ★P2の持ち物を併せてお持ちください。

 **窓口で確認します**
マイナンバー
 ★P2の持ち物を併せてお持ちください。

 **窓口で確認します**
マイナンバー
 ★P2の持ち物を併せてお持ちください。

